

幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）を利用する際の《幼児教育・保育の無償化》について

京都市幼保総合支援室

京都市幼児教育・保育無償化事務集中室

幼児教育・保育無償化（令和元年10月～）の給付を受けるために必要な手続きについて、下記のとおりご案内いたします。入園される施設の種類やお子様の年齢、世帯の状況等によって、対象者や無償化の範囲が異なりますので、ご注意ください。  
また、対象となる方は、事前に2に記載の手続きが必要となります。

## 1 幼児教育・保育無償化の認定、給付内容

### （1）新制度に移行していない幼稚園の無償化内容

認定区分	新1号認定	新2号認定	新3号認定
対象年齢	満3歳※1 ～5歳児（年長）	3歳児（年少） ～5歳児（年長）	満3歳児※1
保育が必要な理由※2	不要	必要	必要
その他の要件	なし	なし	非課税世帯
①	保育料	月額25,700円を上限として支給 (施設に支払い後、京都市から償還)	
②	預かり保育	対象外	月の利用日数×450円を上限に支給 (ただし、月額上限新2号11,300円、 新3号16,300円)

### （2）新制度に移行した幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）の無償化内容

認定区分	1号認定	1号+新2号認定	1号+新3号認定
対象年齢	満3歳※1 ～5歳児（年長）	3歳児（年少） ～5歳児（年長）	満3歳児※1
保育が必要な理由※2	不要	必要	必要
その他の要件	なし	なし	非課税世帯
①	保育料	無償（支払いなし）	
②	預かり保育	対象外	月の利用日数×450円を上限に支給 (ただし、月額上限新2号11,300円、 新3号16,300円) ※ 市立幼稚園は無償（支払いなし）となります。

※1 満3歳とは、年少組の1つ下の学年（プレスクール）で通園している園児のうち、年度途中に3歳の誕生日を迎える園児のことです。

（令和3年度…2018（平成30）年4月2日～2019（平成31）年4月1日生まれ）

※2 「保育が必要な理由」の詳細については、「3 保育が必要な理由について」をご確認ください。

2 幼児教育・保育無償化の給付を受けるために必要な手続

利用の開始日（入園日）までに必要な書類を京都市にご提出ください。

京都市で書類を受理した日以降で認定します。

また、京都市に転入予定の場合、転入日から認定を開始します。ただし、書類を受理した日が転入日より遅い場合は、受理日からしか認定できませんのでご注意ください。

なお、月途中からの認定や入園の場合は、該当月の支給額を日割り計算して減額しますのでご注意ください。

(1) 必要書類の及び受取方法

ご利用（予定）の保育施設・事業所、区役所・支所子どもはぐくみ室で配付している他、京都市情報館（京都市ホームページ）で公開しています。

受けたい認定	必要書類
1号認定	①教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書 ②個人番号（マイナンバー）申告書
新1号認定	子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書
新2・3号認定	①子育てのための施設等利用給付認定(変更)申請書 ②保育が必要な理由書 ③保育が必要な理由の添付書類 ※ ※ 複数の理由に該当する場合は、それぞれの理由に応じた添付書類の提出が必要です。

京都市情報館掲載URL

(1号認定) <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000252148.html>

(新1・2・3号認定) <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000254845.html>



(2) 提出期限・提出先

提出期限		利用を開始する日まで
提出先	1号	利用（予定の）施設
	新1・2・3号	京都市 幼児教育・保育無償化 事務集中室 (下記送付先参照) ※ 利用施設で必要書類の取りまとめ・京都市への提出を行う場合もあります。

(送付先)  
〒604-8171  
京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階  
京都市 幼児教育・保育無償化 事務集中室

3 保育が必要な理由

下記の理由に保護者のいずれもが該当する場合は、新2・3号認定を受けることができ、幼児教育・保育無償化の預かり保育の給付を受けることができます。

保育が必要な理由及び基準	添付書類	認定の期間（最長）
①就労（内定を含む） 1箇月48時間以上就労していること	・就労証明書 ・スケジュール申告書(変則勤務の方)	卒園まで
②妊娠・出産 妊娠中であるか出産後間がないこと	・母子健康手帳の写し又は出産証明書	出産日から8週間後の月末まで

③保護者の疾病・障害 病気・けが療養中又は精神・身体に障害があること	・障害者手帳, 療育手帳, 介護保険被保険者証の写し ・診断書 ・その他疾病・障害の程度が分かる書類等 ・スケジュール申告書(生活に制限のない方)	
④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 親族を常時介護・看護していること	・障害者手帳, 療育手帳, 介護保険被保険者証の写し ・診断書 ・その他介護・看護の必要性が分かる書類等 ・スケジュール申告書(必須)	卒園まで
⑤災害復旧 災害の復旧に当たっていること	・り災証明書	
⑥求職活動（起業準備を含む） 求職活動を継続的に行っていること	・求職活動申告書 ・活動内容を証明する書類(ハローワークカードの写し等)	概ね90日
⑦就学 ・学校教育法に規定する学校等に在学していること ・職業能力開発促進法に規定する職業訓練等を受けていること	・在学証明書 ・スケジュール申告書(時間割でも可)	卒業(修了)予定日の月末まで
⑧育児休業取得中に継続利用が必要であること 下の子どもの育児休業取得前から、上の子どもが継続して施設等を利用していること	・就労証明書	市町村が認める期間
⑨その他, 上記に準じる状態として市町村が認める場合 上記に準じる状態のため保育が必要であること	・区役所, 支所にお問い合わせください。	

※ 新3号→新2号認定の切り替え（3歳になった最初の4月1日）は自動で行います。

#### 4 給付のスケジュールについて

幼児教育・保育無償化の給付スケジュールは下記のとおりです。

利用施設からの実績報告を基に支給しますので、保護者の方からの申請は必要ありません。支給前に利用中の施設を通じて、支給決定通知をお送りします。

振込日は、各月20日頃を予定しています。

利用月	支給時期（予定）	利用月	支給時期（予定）
4月～6月分	9月	10月～12月分	3月
7月～9月分	12月	1月～3月分	6月

※ 標準的なスケジュールとなります。施設からの報告日程によって変更の可能性がありますのでご了承ください。

※ 支給は、申請時にご指定いただいた代表保護者の口座への振込となります。

5 利用状況に変更があった場合

申請後に利用状況に変更があった場合、速やかに「6 お問い合わせ先」まで必ずご連絡ください。変更申請等の手続が必要となる場合があります。

- 保育が必要な理由に該当しなくなる又は就労時間など状況が変更になる場合
- 就労を始める又は退職する場合、妊娠がわかった場合、育児休業を取得又は終了する場合
- 住所を変更する場合、世帯構成が変わる場合  
(市外に転出し、同じ施設を利用する場合は、転出先の市町村に教育・保育給付認定や施設等利用給付認定の申請を行ってください。)
- 施設等利用費の振込先の口座を変更する場合  
※ 原則として、保育料をお支払いいただいている方が名義になっている口座をご指定ください。
- 利用している施設を退園する場合

6 お問い合わせ先

- 京都市 幼児教育・保育無償化 事務集中室 ☎075-254-7216
- お住まいの地域の区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室子育て推進担当  
(京北地域は京北出張所保健福祉第一担当) まで

区役所・支所名	所在地	電話	FAX
北区役所	北区紫野西御所田町 56	432-1284	451-0611
上京区役所	上京区今出川通室町西入堀出シ町 285	441-5119	432-2025
左京区役所	左京区松ヶ崎堂ノ上町 7-2	702-1114	791-9616
中京区役所	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町 521	812-2543	822-7151
東山区役所	東山区清水五丁目 130-6	561-9350	531-2869
山科区役所	山科区榊辻池尻町 14-2	592-3247	501-6831
下京区役所	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町 608-8	371-7218	351-9028
南区役所	南区西九条南田町 1-2	681-3281	691-1397
右京区役所	右京区太秦下刑部町 12	861-1437	861-4678
右京区役所京北出張所	右京区京北周山町上寺田 1-1	852-1815	852-1814
西京区役所	西京区桂良町 1-2 (保健福祉センター別館)	381-7665	392-6052
洛西支所	西京区大原野東境谷町二丁目 1-2	332-9195	332-8186
伏見区役所	伏見区鷹匠町 39-2	611-2391	611-1166
深草支所	伏見区深草向畑町 93-1	642-3564	641-7326
醍醐支所	伏見区醍醐大構町 28	571-6392	571-2973